

## 公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会 選手選考規程

### 第1条（総則）

- 1 公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会（以下「本協会」という。）定款第43条の規定に基づき、国際大会代表選手として、本協会が選抜する選手の選考基準について定める。
- 2 選抜選手を派遣する大会は下記の通りとする。
  - (1) スポーツチャンバラ世界選手権大会
  - (2) スポーツチャンバラアジア・オセアニア選手権大会
  - (3) TAFISA SPORTS FOR ALL GAMES 大会
  - (4) WORLD GAMES 大会
  - (5) その他の国際大会
- 3 海外での選手強化合宿の参加者についても、本規程に準じて選考するものとする。

### 第2条（派遣選手選考大会）

- 1 国際大会に派遣する競技者の選考大会は、本協会が主催する以下の各号の競技会（以下「選考大会」という）とする。優先順位は、下記の順位通りとする。
  - (1) スポーツチャンバラ世界選手権大会
  - (2) 全日本スポーツチャンバラ選手権大会
  - (3) 田邊杯選手権大会
  - (4) 田邊哲人杯選手権大会
- 2 前項の大会のほか、下記の大会については、前項の大会成績のみでは選考を決し難い際の選考基準とする。
  - (1) スポーツチャンバラ少年少女大会
  - (2) スポーツチャンバラアジア・オセアニア大会
  - (3) スポーツチャンバラ全日本学生選手権
  - (4) その他（2）に準ずる国際大会
- 3 選考大会および参考大会は、代表選手を派遣する国際大会の日程を基準として、3年以内に開催されたもののみを対象とする。

### 第3条（選考条件）

- 1 選考大会において規定順位入賞を達成した競技者が、国際大会への参加を希望しない意思表示をしている場合、選考の対象にならないものとする。  
未成年の競技者であって、親権者が同様の意思表示をしている者も、選考の対象とならないものとする。
- 2 「競技・審判規程」に規定する資格停止等の欠格事由のある競技者は選考の対象とならないものとする。

3 国際大会参加にあたり、各選手の自己負担金額として定められた金額を支払う意思および能力のない競技者は、選考の対象とならないものとする。

4 国際大会の派遣期日までに、旅券および査証（必要とされる場合）を取得する見込みのない競技者は、選考の対象とならないものとする。

#### 第4条（選考基準）

1 世界大会の団体戦（打突・基本動作）については、選考大会において、打突競技、基本動作競技のグランドチャンピオンとなった者を、優先順位に従い、定数（3名）に満つるまで、代表選手として選考する。

2 その他の国際大会については、当該種目の出場に必要な段級資格を有する者であって、選考大会ないし参考大会において入賞している者ないしこれに準じる実力を有すると認められる者のうち、国際大会派遣にふさわしい高い意欲・将来性・国際的視野（語学力を含む）を持つ者を、代表選手として選考する。

#### 第5条（国籍条件）

前3条に定める選考条件および前4条に定める選考基準を満たしている競技者が、日本代表選手として派遣候補となるためには、日本国籍を有していかなければならないものとする。

#### 第6条（派遣候補選手の選考手順）

1 選考担当理事は、前3条の条件ないし前4条の基準を満たす競技者（派遣候補選手）のリストを作成して会長に報告し、派遣候補選手本人の意思を確認した上で、派遣選手を決定する。

#### 第7条（不服申立）

理事会の選手選考決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

#### 第8条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

平成29年4月1日改定